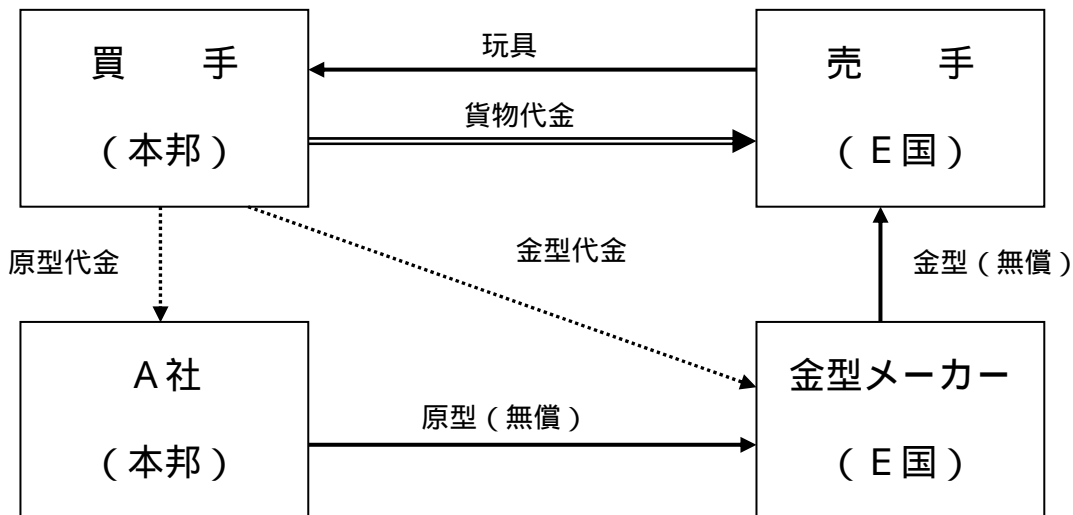


24. 買手が金型メーカーに無償提供した原型の費用



【照会要旨】

当社（買手）は、売手からプラスチック製玩具を購入（輸入）します。

当社は、特殊関係にない金型メーカーから輸入貨物の生産に使用される金型を購入し、売手に無償で提供しています。また、当社は、A社から金型の生産に使用される原型（立体デザイン）を購入し、金型メーカーに無償で提供しています。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社がA社に支払った原型代金を現実支払価格に加算する必要がありますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社がA社に支払った原型代金は、現実支払価格に加算する必要があります。

（理由）

「輸入貨物の生産のために使用された工具、鋳型又はこれらに類するもの」が買手により無償で又は値引きをして提供された場合には、その物品に要する費用の額を現実支払価格に加算することとされています。

また、その費用の額は、その物品を買手が自己と特殊関係にない者から取得した場合には、その物品を取得するために通常要する費用によることとされており、買手によりその物品の生産のために他の物品又は役務が使用された場合において、買手が他の物品又は役務の費用を負担しているときは、その費用を含む費用の総額とされています。

上記の取引において、貴社（買手）が売手に無償で提供した金型は、「輸入貨物の生産のために使用された工具、鋳型又はこれらに類するもの」に該当することから、その金型に要する費用の額は、現実支払価格に加算する必要があります。

また、その金型の原型代金は、金型メーカーが金型を製作するために原型を使用した

ことと、貴社が直接にその原型代金を負担していることから、その金型に要する費用の額に含まれる一部を構成します。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第3号ロ

関税定率法施行令第1条の5第2項

関税定率法基本通達4-12(6)ロ

関税評価に関する取扱事例について 事例18

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)